

杉並区乳児等通園支援事業所施設整備等補助金交付要綱

令和7年3月12日

杉並第68248号

改正

令和8年3月27日杉並第67897号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15に基づき、全ての子どもを対象に良質な育成環境を整備するため、乳児等通園支援事業を実施する事業者に対し、施設の整備に必要な経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象は、乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）を整備しようとする事業者（杉並区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱（令和6年3月18日杉並第64195号）に基づく補助事業の対象となる者を除く。）とする。

2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定による社会福祉法人が補助を希望するときは、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和57年杉並区条例第4号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和57年杉並区規則第25号）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業は、乳児等通園支援事業所を整備する事業であって、国又は東京都（以下「都」という。）が別に定める国庫負担又は補助制度により、当該事業に要する次条に掲げる経費の一部を負担又は補助するもののうち、区長が特に認めたものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 自己所有物件及び賃貸物件において乳児等通園支援事業所の施設の整備を行う場合における工事費（施設の整備に係らない外構費等を除く。）
- (2) 備品購入費
- (3) その他区長が必要と認めた経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、基準額50万円と補助対象経費の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金の額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、杉並区乳児等通園支援事業所施設整備等補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、区長宛てに申請するものとする。

- (1) 申請額算出内訳
- (2) 工事請負契約書（写）
- (3) 工事費の内訳の分かるもの（見積書等）（写）
- (4) 備品購入費の内訳の分かるもの（見積書等）（写）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、杉並区乳児等通園支援事業所施設整備等補助金交付決定通知書（第2号様式）に別記補助条件を付して申請者に通知する。

(状況報告)

第8条 区長は、必要があると認めたときは、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助事業の遂行状況等の報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、交付決定に係る補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の末日のいずれか早い日までに事業実績報告書(第3号様式)を区長宛てに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が補助対象の内容に適合すると認めたときは、当該年度に交付すべき補助金の額を確定し、杉並区乳児等通園支援事業所施設整備等補助金交付確定通知書(第4号様式)により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定に基づき通知を受けた交付決定者は、速やかに杉並区乳児等通園支援事業所施設整備等補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第5号様式)を区長宛てに提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 区長は、前条の請求書が提出されたときは、その内容を確認の上、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 交付した補助金に余剰が生じたとき。

(補助金の返還)

第14条 区長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 区長は、第13条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

- 2 区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第16条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第17条 第15条第2項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

(補則)

第19条 この補助金の交付の手續その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和2年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付決定された補助金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

附 則（令和8年3月27日杉並第67897号）

この要綱は、令和8年3月27日から施行する。

別記

補助条件

- 1 事情変更による決定の取消し等
補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 承認事項
次の各号のいずれかに該当するときは、区長の承認を受けるものとする。ただし、（1）及び（2）に掲げる事項のうち軽微なものは、この限りでない。
 - （1） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - （2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - （3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 3 事故報告等
補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けるものとする。
- 4 補助事業の遂行指導等
 - （1） 3及び要綱第9条による報告並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。
 - （2） （1）の指導に違反したときは、補助事業の一時停止を求めることができる。
- 5 是正のための措置
 - （1） 調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを指導することができる。
 - （2） 要綱第9条の実績報告は、5（1）の指導により必要な措置をした場合においても、これを行うものとする。
- 6 関係書類の整理保管
補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておくものとする。ただし、補助事業により取得し、又は公用の増加した財産（不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具をいう。以下同じ。）がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくものとする。
- 7 財産処分の制限
 - （1） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。ただし、補助事業により取得し、又は効用を増加した後、補助金等に係る予

算の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

(2) 補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処分につき区長の承認を受けるものとする。

(3) 区長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その全部又は一部を区に納付させることがある。

8 財産の管理義務

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

9 補助事業を行うために締結する契約について

(1) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないものとする。

(2) 補助事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど、杉並区が行う契約手続の取扱いに準拠するものとする。

10 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告義務

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区長に返納しなければならない。

11 違約加算金及び延滞金

(1) 区長は、要綱第9条の規定により補助金の額を確定し、補助金の交付額を減額した場合又は第12条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、第13条の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

(2) 区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

(3) 前2号に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(4) 違約金加算及び延滞金の計算については、要綱第15条及び第16条に定めるところによる。

12 準用

この補助条件に定めるもののほか、この補助事業を補助するに当たり根拠とした国又は都が別に定める補助要綱等に掲げる補助条件を準用するものとする。

様式 略